北千葉道路及び関連都市計画道路について(諮問)

- ・【資料1】 計画書及び理由書
- ·【資料2】 総括図
- ·【資料3】 位置図
- ・【資料4】 市川都市計画道路の変更について(回答)

<注意>

この資料は、都市計画審議会の付議資料であり、 都市計画決定図書ではありません。

> 令和元年7月8日 交通計画課

市川都市計画道路の変更 (千葉県知事決定)

1. 都市計画道路中 3・1・4号稲越国府台線ほか1路線を次のように変更する。

| | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | | |
|----|-----------|--------|--------|-------------------|-------|-----------|----------|----------|---------|------------------------------|----|--|
| 種別 | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造 形式 | 車線 の数 | 幅員 | 地表式の区間における 鉄道等との交差の構造 | 備考 | |
| 幹線 | 3 • 1 • 4 | 稲越国府台線 | 市川市稲越町 | 市川市 国府台 5丁目 | | 約 2,800 m | 地表式 | 4車線 | 40∼72 m | | | |
| 街路 | 3 • 1 • 5 | 大町線 | 市川市大町 | 市川市大町 | | 約 2,040 m | 地表式 | 4車線 | 51~67 m | 幹線街路と立体交差1箇所(連結側道 とは平面交差) | | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

1・3・3号北千葉道路1号線及び1・3・4号北千葉道路2号線の新規決定に伴い、幅員を一部変更するとともに、車線数を決定するものである。

2. 都市計画道路中 1・3・3号北千葉道路1号線ほか1路線を次のように追加する。

| | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | |
|---------|-----------|----------|--------|-------------------|-------|-----------|------------|----------|---------|--------------------------|----|
| 種別 | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造 形式 | 車線 の数 | 幅員 | 地表式の区間における 鉄道等との交差の構造 | 備考 |
| 自動車専用道路 | 1 • 3 • 3 | 北千葉道路1号線 | 市川市稲越町 | 市川市 堀之内 1丁目 | | 約 1,210 m | 地下式 | 4車線 | 27~40 m | | |
| 道路 | 1 • 3 • 4 | 北千葉道路2号線 | 市川市大町 | 市川市大町 | | 約 2,040 m | 嵩上式 地表式 | 4車線 | 23~52 m | なお、大町地内に出入口を設ける。 | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

北千葉道路の整備を促進するため、1・3・3号北千葉道路1号線及び1・3・4号北千葉道路2号線を新規決定する。

市川都市計画道路の概要(千葉県知事決定)

| | 名 称 | | 変更の内容 | | | | | | | | | |
|-----------|--------|-----|-------|----|----|----|---------------------|----------|------------------|----------|--|--|
| 番号 | 路線名 | 旧番号 | 旧路線名 | 起点 | 終点 | 線形 | 延長 | 構造 形式 | 幅員 | 車線 の数 | 備考 | |
| 3 • 1 • 4 | 稲越国府台線 | _ | _ | _ | _ | _ | _ | _ | 40 m→ 40~72 m | 4車線 | 1・3・3号北千葉道路1号線の新規決定に伴い、幅員を一部変更するとともに、車線数を 決定 | |
| 3 · 1 · 5 | 大町線 | _ | I | ı | _ | _ | 2, 350m→ 2, 040m | _ | 40 m→ 51~67 m | 4車線 | 1・3・4号北千葉道路2号線の新規決定に伴い、延長、幅員を一部変更するとともに、車 線数を決定 | |

市川都市計画道路の変更(市川市決定)

都市計画道路中 3・3・9号柏井大町線を次のように変更する。

| | 名称 | | 位置 | | | 区域 | 構造 | | | | |
|------|-----------|-----|----|-----------|-------|-----------|----------|----------|------|--------------------------|----|
| 種別 | 番号 | 路線名 | 起点 | 終点 | 主な経過地 | 延長 | 構造 形式 | 車線 の数 | 幅員 | 地表式の区間における 鉄道等との交差の構造 | 備考 |
| 幹線街路 | 3 • 3 • 9 | | | 市川市 大町 | | 約 4,400 m | 地表式 | 4車線 | 22 m | 幹線街路と立体交差1箇所 | |

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

1・3・4号北千葉道路2号線の新規決定に伴い、幅員を一部変更するとともに、交差構造、車線数を決定するものである。

市川都市計画道路の変更の概要(市川市決定)

| | 名 称 | | 変更の内容 | | | | | | | | | |
|-----------|-------|-----|-------|----|----|----|----|----------|--|----------|---|--|
| 番号 | 路線名 | 旧番号 | 旧路線名 | 起点 | 終点 | 線形 | 延長 | 構造 形式 | 幅員 | 車線 の数 | 備考 | |
| 3 • 3 • 9 | 柏井大町線 | - | _ | _ | _ | _ | _ | _ | $22 \mathrm{m} \rightarrow 22, 29 \sim 39.75 \mathrm{m}$ | 4車線 | 1・3・4号北千葉道路2号線の新規決定に伴い、幅員を一部変更するとともに、車線数を 決定 | |

市川都市計画道路1・3・3号北千葉道路1号線ほか1路線の都市計画決定 及び3・1・4号稲越国府台線ほか2路線の都市計画変更理由書

一般国道 464 号北千葉道路は、東葛地域、北総地域の東西方向の骨格となり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田国際空港を結ぶ全長約 43 kmの幹線道路であり、国際競争力の強化を図るとともに、地域間の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与するものである。

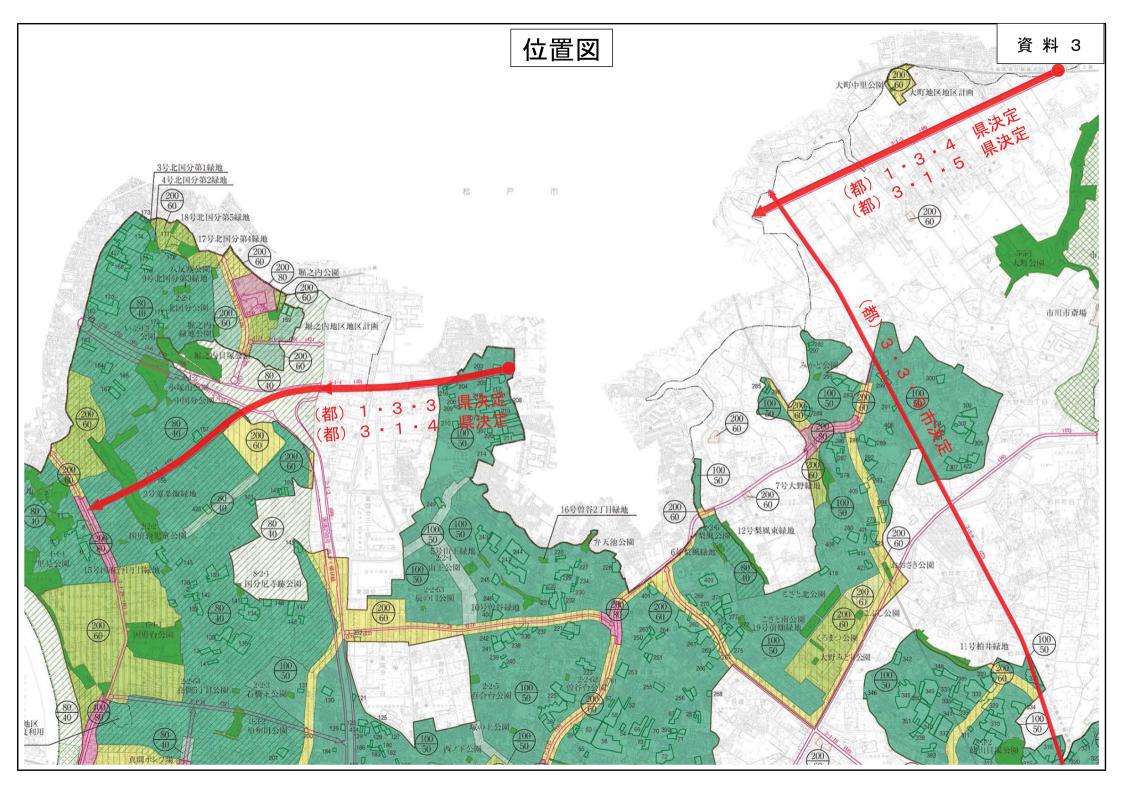
本路線は、鎌ケ谷市から印西市間の約19.7kmが整備済みとなっており、残る区間のうち 印西市から成田市間の約13.5kmが整備中であり、市川市から鎌ケ谷市間の約9kmが未整 備となっている。

市川市から鎌ケ谷市間は、東西方向の幹線道路が脆弱なため、一般国道 464 号や並行する県道等では、慢性的に渋滞が発生しているほか、緊急輸送道路 1 次路線となっている一般国道 464 号や並行する一般国道 356 号、一般国道 296 号はいずれも 2 車線しかなく、緊急輸送道路として脆弱なため、災害時の緊急輸送ネットワークの強化が必要となっている。

これら地域の課題等を解決するとともに、首都圏(外環道)と成田国際空港を連結することから、自動車専用道路(専用部)と一般国道(一般部)の併設構造とし、東京外かく環状道路(市川市)から一般国道16号(船橋市)間延長約15kmの専用部と、一般国道298号(市川市)と県道船橋我孫子線(鎌ケ谷市)間約9kmの一般部を同時期に計画、整備することを国、県、沿線市で構成する北千葉道路連絡調整会議等において関係者で確認しています。

以上より、一般国道 464 号北千葉道路は、沿線地域に与える影響が大きい道路であり、 市川都市計画区域から成田都市計画区域に至る広域的な範囲における根幹的な都市施設と して都市計画に位置づけられているが、新たに自動車専用道路が計画されるとともにイン ターチェンジや副道等の整備も計画されたことから、市川都市計画区域から船橋都市計画 区域までの都市計画道路について変更を行うものである。

「市川都市計画区域」については、北千葉道路の整備を促進するため、都市計画道路 1・3・3 号北千葉道路 1 号線及び都市計画道路 1・3・4 号北千葉道路 2 号線を都市計画道路 路に追加するとともに、都市計画道路 3・1・4 号稲越国府台線、都市計画道路 3・1・5 大町線、都市計画道路 3・3・9 号柏井大町線について、幅員等を変更し、併せて車線数を 4 車線に決定する都市計画変更を行うものである。



市川第 20190701-0407 号 令和元年 月 日

千葉県県土整備部都市整備局長 様

市 川 市 代表者 市長 村越 祐民

市川都市計画道路の変更について(回答)

令和元年 7 月 1 日付け都計第 1 2 1 号 - 2 で照会のありましたこのことについては、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 北千葉道路と立体交差する箇所については、歩行者及び自転車が安全に通行できる構造とすること。
 - 特に、住宅地である稲越地域については、道路の移動等円滑化整備ガイドラインに準じて縦断勾配 5 %以下とするなど、高齢者や児童の安全に配慮すること。
- 2 大町地区は、梨畑を中心とした優良な農地が広がる地区であることから、 道路整備に伴う農地の分断に対し、営農環境の維持が図られるよう配慮 すること。

なお、道路整備により従前の営農環境を維持できない場合は、地権者の 意向を踏まえた適切な土地利用への誘導に向けて、農業振興地域の変更等、 関係機関協議が円滑に行われるよう配慮すること。

3 引き続き地元への丁寧な説明に努めるとともに、道路計画の検討にあたっては、先行事例で得られた知見や住民意見を考慮すること。

以上

参考資料

一般国道464号北千葉道路(市川市~船橋市)

都市計画の原案説明会



令和元年7月

千 葉 県

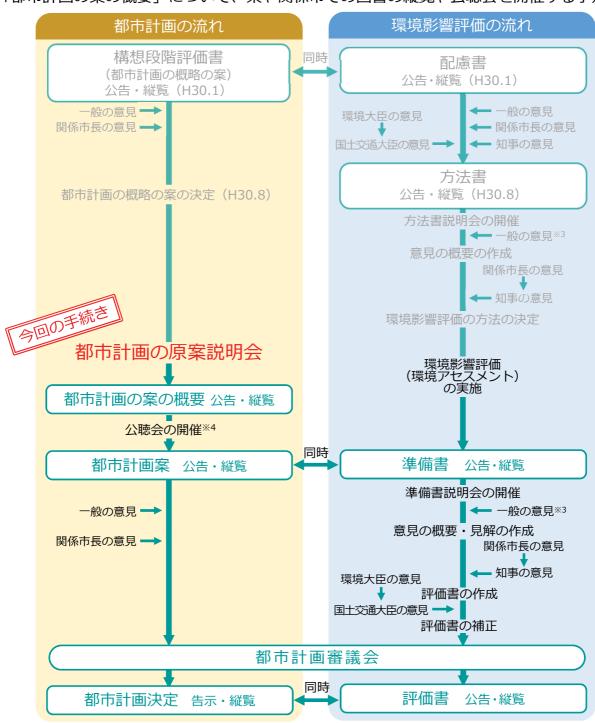
■ 環境アセスメント・都市計画手続きの流れ

本事業は、下図のように環境影響評価と都市計画手続きを並行して進めています。

令和元年5月23日に第9回北千葉道路連絡調整会議^{*1}と令和元年度 第1回 千葉県道路協議会^{*2}を開催し、概略計画(専用部・一般部の構造、横断構成、連結位置・構造等)を検討しました。

今回、概略計画に基づき、北千葉道路(市川市から船橋市間)の位置、規模、構造などを定めた都市計画の原案(案の概要)の説明を行います。

今後、「都市計画の案の概要」について、県や関係市での図書の縦覧や公聴会を開催する予定です。



- ※1:国・県・沿線市で構成され、北千葉道路の計画策定に向けて、検討・協議・調整を実施。
- ※2:国・県・千葉市・高速道路会社で構成され、県内における道路施策等に関する検討及び幹線道路の計画・調整、道路行政に関する啓発活動を実施。
- ※3: 一般の意見の提出期間は、「公告の日~縦覧期間満了日翌日より二週間後まで」とされています。
- ※4:公述の申し出がない場合は、開催しません。

都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聴きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。



環境アセスメント手続きとは・・・

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。



■ 北千葉道路の概要・事業の目的

一般国道464号北千葉道路は、常磐自動車道と東関東自動車道のほぼ中間に位置し、市川市と成田市 を結ぶ全長約43kmの幹線道路です。東葛飾地域、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、

首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化を図るとともに、地域間 の交流連携、物流の効率化等、地域の活性化に寄与することが期待されます。

市川市から鎌ケ谷市間は、東西方向の幹線道路が脆弱なため、

国道464号や並行する県道等では、慢性的に渋滞が発生しています。

新しい幹線道路となる北千葉道路が整備されることで、交通が分散され、 渋滞の緩和が期待されます。これらの課題と求められる機能から、 政策目標は以下のとおりです。

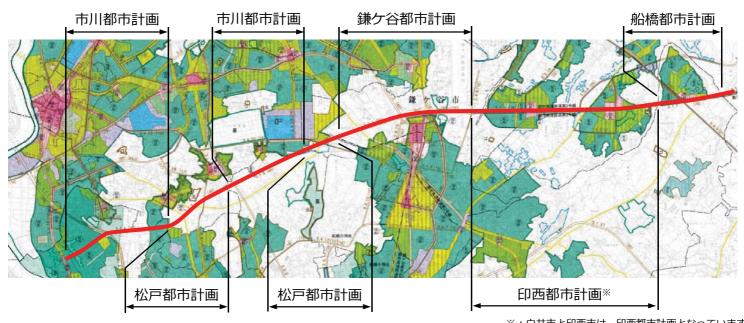
- ○成田空港等の拠点への広域高速移動の強化
- ○周辺道路の渋滞の緩和
- ○災害時の緊急輸送ネットワークの強化





■ 現在の都市計画決定の状況

北千葉道路(市川市〜船橋市)については、昭和42年から44年にかけて、下図のとおり都市計画 決定されています。



■ 北千葉道路(市川市〜船橋市)の概略計画

◆ 基本構造(外環~鎌ケ谷)

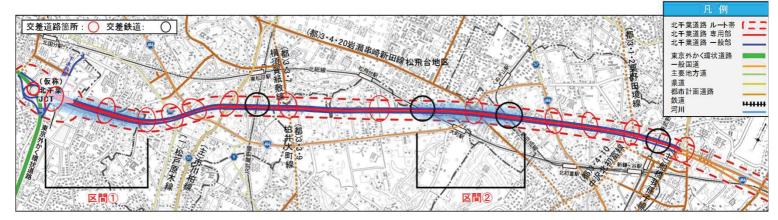
【専用部】

- 専用部については、計画ルートが多数の一般道や鉄道と交差すること、路線の重要性等を踏まえ、 市街化が進んでいる地域において、できる限りの早期整備を目指すことなどから、 高架構造を基本に計画する。
- 但し、次の区間については、現地の状況や構造基準等を踏まえ、地下構造を基本に計画する。
 - ・外環~県道松戸原木線までの間(約1.6km) 【区間①】
 - ・北総線交差部(松飛台地区約1.7km) 【区間②】

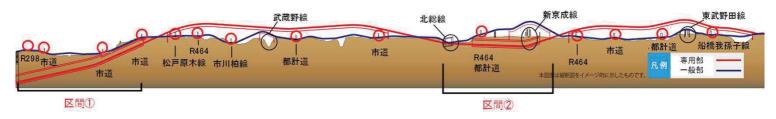
【一般部】

- 計画ルートは、一般国道464号や県道松戸原木線、船橋我孫子線など地域の幹線交通を担う路線や、 沿線地域の生活道路となっている路線など多数の一般道と交差する。そのため一般部の構造については、一般部の走行性、安全性を確保しつつ、一般道との最適な 道路ネットワークを形成するため、地表式を基本として計画し、
 - ・地域の幹線交通を担う路線については、交差点での接続を基本とする。(14箇所)
 - ・沿線地域の生活道路となっている路線については、副道を介しての接続を基本とする。
- 鉄道との交差箇所については、現地の状況や構造基準等を踏まえ、高架あるいは地下構造による 立体交差とする。(4箇所)

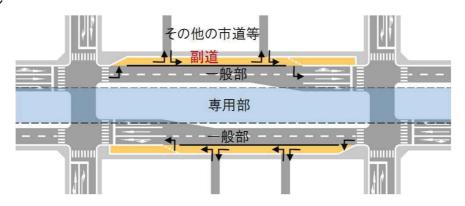
■平面図



■縦断図

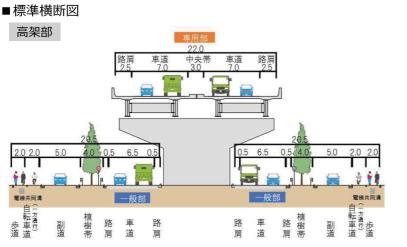


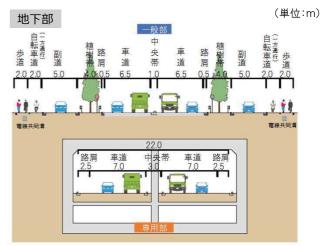
■副道の整備イメージ



◆ 横断構成(外環~鎌ケ谷)

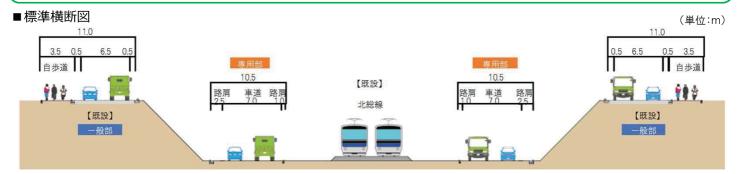
- 計画ルート中央に専用部(中央帯、車道、路肩)、その両側に一般部(路肩、車道、路肩)を配置 することを基本とし、構造基準等を踏まえつつ、必要用地を出来る限り小さくするよう計画する。
- 一般部の外側には、中心線から順に、植樹帯、副道、自転車道、歩道(電線共同溝敷設)を計画することを基本とする。各幅員は、必要のない箇所には設置しない。
- 自転車道は、道路の両側に一方通行の形態で計画することを基本とする。
- 歩行者などの横断は、各交差点での平面横断(横断歩道)を基本として計画し、必要に応じて、 立体横断施設を計画する。
- 沿道環境を保全するため、必要に応じて、遮音壁や環境施設帯を計画する。





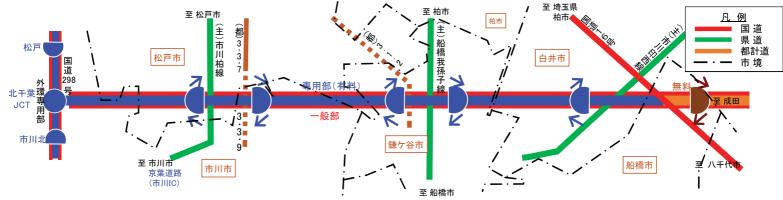
◆ 横断構成(鎌ケ谷~国道16号)

- 北総線の両側(上下線分離)に専用部(路肩、車道、路肩)を配置するよう計画する。
- 一般部については、沿線のまちづくり(千葉北部地区新住宅市街地開発事業(千葉ニュータウン事業)により 宅地造成)と併せて整備されており、外環~鎌ケ谷間との道路構造の連続性も保たれることから、 現時点での計画の見直しは行わない。



◆ 連結位置・構造(外環~国道16号)

- 計画ルート周辺は、市街化が進んでいる地域であり、用地取得面積を少なくすること等を勘案し ダイヤモンド型 I Cの計画とする。
- I Cの配置は、交通上の拠点と目される都市に連結する主要道路あるいは計画道路が交差する 主要道路との交点に設ける計画とする。



なお、小室IC(国道16号交差部)については、北千葉道路(外環~国道16号)の整備に併せて、一般部と国道16号のフルインター化を図る計画とする。

■ 都市計画について

◆ 北千葉道路の構造

今回、都市計画決定する道路の構造は以下のとおりです。

| 項目 | 内容 |
|--------|--|
| 起終点 | 起点 千葉県市川市 終点 千葉県船橋市 |
| 延長 | 延長 約15 k m |
| 道路の車線数 | ・市川市〜鎌ケ谷市(約9km) 自動車専用道路(専用部)4車線 一般国道(一般部)4車線 ・鎌ケ谷市〜船橋市(約6km) 自動車専用道路(専用部)4車線 |
| 設計速度 | 自動車専用道路(専用部): 80km/h 一般国道(一般部): 60km/h |
| 種級区分 | 自動車専用道路(専用部): 第1種第3級 一般国道(一般部): 第4種第1級 |
| 構造の概要 | 地表式(盛土構造、切土構造)、掘割式(掘割構造)、 嵩上式(高架構造)、地下式(トンネル構造) |

◆ 都市計画区域について

北千葉道路(市川市〜船橋市)の道路やインターチェンジ等の概ね位置は下図のとおりで、5つの都市 計画区域に跨ることから、各区域毎に道路の位置、規模、構造などの計画を定めます。



◆ 都市計画道路とは

- ・都市計画法に基づき、ルートや幅員などを定める道路です。
- ・都市計画道路の区域内では、一定の建築行為が制限されます。

【許可基準】

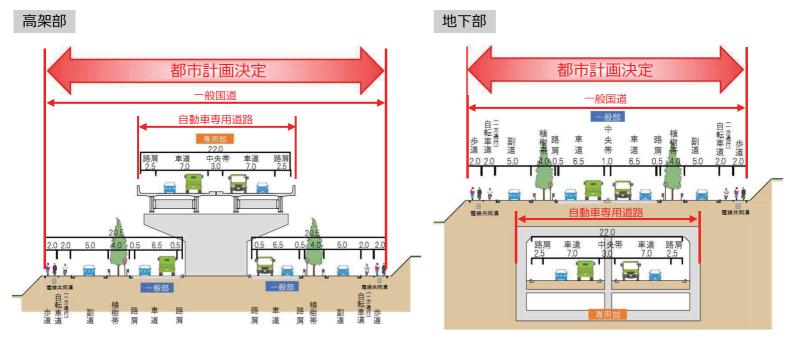
当該建築物が次に掲げる要件に該当し、かつ、容易に移転し、又は除去することができるものであると 認められること。

- ・階数が二階以下で、かつ、地下を有しないこと。
- ・主要構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これらに類する構造であること。
- ※市によって許可基準等を設けているため詳細は各市にお問い合わせください。
- ・国道や県道、自動車専用道路等は県、その他の道路は市が、決定及び変更を行います。

▶ 都市計画決定する区域について

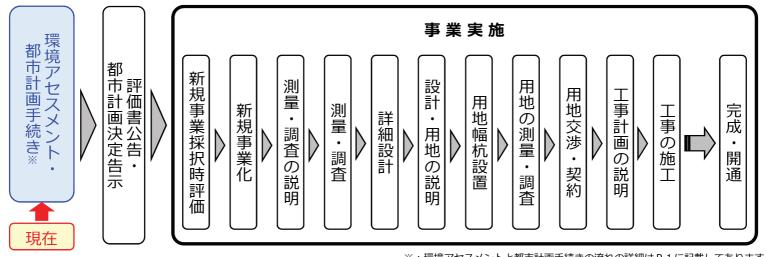
- ・専用部(自動車専用道路)と一般部(一般国道)のそれぞれの範囲について、 車道や歩道等になる区域(法面は含まない)を今回決定します。
 - ※事業化後、詳細な測量や設計により、必要に応じて法面等を設けることとなるため、道路整備を行う範囲とは 異なる可能性があります。

都市計画決定区域のイメージ



■ 事業実施の流れ

環境アセスメント・都市計画手続きが完了した後の一般的な事業実施の流れは以下のとおりです。



● ご質問・お問合せ先 ●

○都市計画の手続きに関するお問合せ先

・北千葉道路の変更について

千葉県 県土整備部 都市整備局 都市計画課 都市計画班

TEL: 043-223-3376

ホームページ: https://www.pref.chiba.lg.jp/tokei/

・関連都市計画道路の変更について

市川市 道路交通部 交通計画課

TEL:047-712-6341

松戸市 街づくり部 都市計画課

TEL:047-366-7372

白井市 都市建設部 都市計画課

TEL:047-401-4682

船橋市 建設局 都市計画部 都市計画課

TEL:047-436-2574

鎌ケ谷市 都市建設部 道路河川整備課

TEL:047-445-1449

○事業計画に関するお問合せ先

千葉県 県土整備部 道路計画課 北千葉道路班

TEL: 043-223-3124

ホームページ: https://www.pref.chiba.lg.jp/doukei/

MEMO